

●香川県告示第234号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	数量・能力
港湾管理用移動施設 (清掃船)	みずきⅡ	高松港内	1隻 総トン数 12.00 (G/T) 能力 16.00 (M3) (コンテナ容量 8 (M3) × 2 (個))